

# 油濁基金だより

発行 財團法人漁場油濁被害救済基金

No. 32

東京都千代田区内神田 2 丁目 2 番 1 号

〒101 鎌倉河岸ビル 6 階

TEL. (代) 254-7033

61. 7 発行



## もくじ

I	昭和 60 年度事業概要	2
II	労務費及び漁船費の改訂	7
III	中央審査会の動き	8
IV	地方審査会の動き	16
V	評議員の委嘱について	17
VI	昭和 60 年度都道府県漁場油濁被害状況一覧表	17
VII	昭和 60 年度漁場油濁被害状況一覧表	18
VIII	昭和 60 年度月別漁場油濁被害状況一覧表	26
IX	古代海洋民と日本文化の形成(そのⅡ)	27
X	基金の発足と機構(最終回)	36
XI	昭和 60 年度漁場油濁被害発生図	44

## I 昭和 60 年度事業概要

### 1. 事業概要

昭和 60 年度中の原因者不明の漁場油濁被害認定件数は 49 件である。

内訳は漁業被害と防除・清掃が併発したもの 10 件、防除・清掃のみのもの 39 件となっている。

本年度も例年同様恒常的なオイルボールの海岸漂着、冬期ののり養殖業への被害がみられた。オイルボールについては南西諸島等の島嶼への漂着が相変わらず続いており、漁業被害については香川県下での 3 回に亘る油漂着による養殖のりの大規模被害及び島根県下でのいわのりの大規模被害が特徴的であった。

これらの被害額の認定のため中央漁場油濁被害等認定審査会（以下「中央審査会」という。）を開き、慎重審議のうえ被害額の認定を行った。大きな被害を受けた地区等については、県漁場油濁被害等認定審査会（以下「地方審査会」という。）を開催し、基礎資料の調査収集及び審議検討を行い、その結果を中央審査会へ報告した。中央審査会における審議結果に基づき、基金は被害漁業者に対し救済金及び防除費を交付した。

油濁被害の発生を未然に防止または軽減する対策を認立するための調査研究及び技術開発を行うため、昭和 59 年度から開始した油濁被害防止対策事業を引き続き実施した。

調査啓蒙指導事業としては、会報の発行、現地での説明会を行うとともに油濁による漁業被害予備調査、オイルボール漂着常襲地区における漂着状況実態調査を実施し、関係者の啓蒙普及に努めた。また、救済金等の配分状況検査を実施した。

### 2. 漁場油濁による漁業被害救済事業

本年度ものり養殖業への被害が相つぎ、7 件を数えた。

7 件の内訳は香川県 3 件、兵庫県、福岡県、大分県、愛知県、それぞれ 1 件となっている。

発生の状況は、昭和 60 年 12 月の香川県備讃瀬戸地区を始めとし、61 年 1 月同県詫間町地区及び小豆島地区と続き、さらに同月兵庫県神戸市地区に発生、2 月に入り福岡県吉富町地区及び大分県中津市地区、3 月愛知県常滑市地区と続いた。

のり養殖業以外では、60年4月早々に長崎県対馬東海岸にタール状の油が漂着し、ひじきに被害を与えた。ついで61年の1月、年明け早々に島根県石見・出雲地区にタール状の油が漂着、折から盛期を迎えていたいわのりに大打撃を与え一部の定置網の漁具を汚染した。

さらに3月には明石海峡付近で操業していた兵庫県淡路神戸地区のいかなご船曳網の漁網に油が入り漁獲物を汚染するとともに休漁被害をもたらした。

以上本年度の漁業被害は10件で救済金の総額は305,750,607円となり、年度中に2,855,172円を交付、支払備金に計上した302,895,435円は救済事業資金196,169,820円、救済金準備金1億円及び借入金6,725,615円をもって、61年4月以降確定額を交付する予定である。

なお、以上のほか、被害額が50万円を下廻ったため救済対象にならなかったものとして定置網1件、汚染の程度が軽微で被害に至らなかったものとしてのり養殖業8件、根付資源1件が数えられた。

### 3. 漁場油濁の防除・清掃事業

本年度認定した防除・清掃事業に係る発生は、北は青森県から南は沖縄県へ至る17都県下に亘り、件数は49件であった。月平均では4.1件となる。このうち鹿児島県及び沖縄県のものが23件(47%)に及んでおり、2県下各島嶼へのオイルボールの常襲的漂着が依然として多くみられる。これらを含めオイルボールの漂着は青森県、東京都及び長崎県にもあり、26件(53%)が数えられる。23件は液状(タール状及び柔い油塊状のものを含む)の油の漂着である。

1月早々島根県下へ漂着したタール状の油は、同県の隱岐地区を除く全海岸へ漂着し、15市町24の漁協管内の海岸を汚染した。ほぼ同時期に鳥取県、兵庫県(日本海)及び福井県へも柔いボール状の油の漂着がみられ、以上の各県下では逐次防除・清掃が実施された。

防除費交付の年度区分は、昭和60年1月1日から同年12月末日までの発生の事故とされるので、60年度における認定防除費の交付は、前述の12月28日に発生した沖縄県宮古島地区の事故までが対象になり、その発生件数は41件、認定防除費総額は91,884,518円である。

#### 4. 油濁被害防止対策事業

油濁被害の発生を未然に防止または軽減する対策を確立するための調査研究及び技術開発を行うための油濁被害防止対策事業を前年度に引き続き実施した。

この事業は、研究者、学識経験者等からなる検討委員会を設置して事業実施計画、実施結果等についての検討を行い専門の調査研究機関に委託して実施した。

本年度実施した調査研究事業は次のとおりであり、来年度も引き続き段階的に実施する予定である。

##### (1) 漂流油の処理についての研究

水産生物に影響を与える、かつ効果的な処理の方法を検討するため次の調査を実施した。

###### ○ 油処理剤の使用についての研究

###### ア・漂流油に対する油処理剤の効果的使用と生物(のり)に対する影響試験

性状の異なる漂流油に対する各種の油処理剤及び油ゲル化剤の処理効果とその処理剤混合油及びゲル化油がのり葉体の生理活性に及ぼす影響の差異について検討した。

###### イ・付着油に対する油処理剤の効果的使用と生物(ひじき)に対する影響試験

ひじき漁場の油濁被害に対する各種油処理剤・ゲル化剤の使用について、その油の性状別の除去効果とひじきの生理活性に対する油の性状の違いと油処理剤及び油ゲル化剤の種類による影響の差異について検討した。

###### ウ・処理剤及び処理剤混合油の各種海産生物に与える影響試験

各種海産生物に対する油処理剤・油ゲル化剤及びこれの処理剤混合油の毒性について、生物試験を行いLC<sub>50</sub>を求め、油処理剤の使用についての基礎資料を得た。

###### エ・油処理剤の乳化率及びゲル化率の実験手法についての検討

水温の変化に伴う油処理剤の乳化率及びゲル化率の差異を把握し、油処理剤の使用についての基礎資料を得た。

##### (2) 漂流油の漁場流入ルートの解明

漂流油常襲地区において流入ルートを解明することにより効果的な監視、処理の方法を検討するため次の調査を実施した。

###### ① 漂流油の漁場流入ルートの解明調査

海域の油汚染の排出源を特定するために、油汚染の発生日時、場所の海況条

件、気象条件、油の漂着状況等に基づいて漂流油の漁場流入ルートを解明する手法（シミュレーション）を開発し、その実用化を計ることを目的として、本年度はア・油濁源推定モデルの作成と、イ・油濁源モデル計算の実施を行った。

② 漁場油濁被害発生状況調査

過去10年間にわが国沿岸漁場で発生した油濁被害状況を原因者の不明、判明別に調査し、被害の種類と規模、発生時の気象、海象条件、油の性状や流出量等について把握し、これらの相互関係を分析し、統計的に類型化を行い被害特性を整理した。

(3) 漁場油濁監視システムの開発

漁場への油の流入を監視、発見、通報し即座に対応するシステムを開発するため次の調査を実施した。

○ 油分感知センサーの調査

漁場における油分感知センサーの具備すべき条件を検討し、既存センサーの性能、特徴等の実態把握を行うことにより新しい油分感知センサーの開発の方向について調査検討した。

## 5. 漁場油濁に関する調査啓蒙指導事業

(1) 油濁による漁業被害予備調査

原因者不明の油濁被害は、沿岸沖合操業の各種漁業にみられる。今後もこれらの被害は続くものと思料されるので、被害地における漁業の実態及び被害救済の効果について調査し、もって今後の救済事業の推進に資することを目的とした調査を行った。

調査は、学識経験者からなる調査委員会により行い、実態を把握し問題点との解明を行った。

調査結果をとりまとめ報告書を作成、関係方面へ配布した。

(2) 長崎県対馬油濁被害地域の磯根資源事後調査

長崎県対馬西岸一帯において繰り返される油濁事故がひじき等の磯根資源に及ぼす影響を明らかにするための基礎的な知見を集積するため、前年度に引き続き長崎県水産試験場に委託してこの調査を実施した。

(3) オイルボール漂着状況実態調査

オイルボールの漂着が常襲的な地域の実態を調査し、その態様を明らかにする

とともに、漂着オイルボール等を放置すれば再流出し、漁業被害発生の恐れがあるものについては逐次防除・清掃事業を行い、もって漁業者の迅速な救済と漁場の保全を図ることを目的として、関係県漁連を通じ調査を実施した。

なお、前年度から実施している沖縄、鹿児島及び東京の3都県下でのオイルボール漂着状況定期調査を引き続き実施した。

(4) 救済金等配分状況の検査

救済事業の円滑かつ適切な推進に資するため、基金の救済対象となった漁業被害の救済金及び防除費の交付金が、申請者である漁協においてどのように配分されているかの検査を、業務方法書第13条に基づき基金の役職員及び基金の委嘱する県漁連の職員により実施した。

(5) 啓蒙普及活動等について

ア・当基金の業務の動きを記した定期刊行物「油濁基金だより」を3回に亘り作成し、全国の漁協を始め関係機関へ配布し油濁被害救済制度の普及に努めた。

イ・油濁被害救済事務の徹底を図るため、漁協等の役職員を対象に説明会を催した。

ウ・昭和58年度、瀬戸内海を対象に油濁防止対策等を推進し、漁場の環境保全を図ることを目的として発足した瀬戸内海漁場環境保全対策連絡会に当基金も参画、本年度3回に亘り会議が開催され、油濁防止対策に係る啓蒙活動等を開いた。

## II 労務費及び漁船用船費の改訂

防除、清掃事業に要する経費の作業費のうち、労務費及び漁船用船費の支弁額を昭和61年4月1日から次のように改める。

ただし、著しい危険もしくは汚染を伴う作業、または高度の技能もしくは肉体的労働を要する作業と認められる労務費については、1時間当たり110円をこれに付加することがある。

労務費（1時間当たり）

	新	旧
男	810円	800円
女	610円	600円

参考 1日当たり（8時間労働）

男：6,480円 女：4,880円

漁船用船費（1日当たり）

	新	旧
1t以上船	25,700円	25,500円
1t未満船	14,200円	14,000円

### III 中央審査会の動き

#### ○昭和 60 年度第 6 回中央審査会

昭和 61 年 3 月 25 日本年度第 6 回中央審査会が開催され、香川県備讃瀬戸地区等 6 件の漁場油濁被害額の審査が行われた。

今回上程された案件は漁業被害関係 2 件と防除清掃のみのもの 4 件で、漁業被害は香川県備讃瀬戸地区と兵庫県神戸地区ののり養殖業の被害であった。両地区の案件については地方審査会を開催し、その検討を経て上程された。会議では次のような点などについて質疑応酬があり審議検討された結果、別表（その 1）のとおり認定された。

香川県備讃瀬戸地区について、①自家労賃部分と作業費との重複の控除についてはどのようにしているのか。（従来より防除清掃作業、払拭作業等の労務費と、それに対応する人、日の生産物被害に含まれる自家労賃部分を算出し、双方を対比し少額の方の  $\frac{1}{2}$  を控除している。）②常雇いの経費が未必経費に計上されていないのはなぜか。（漁期中契約している者については固定経費としてみている。パート等臨時雇用の場合は計上し控除される。）③常雇いの人が他の作業に従事し、労務費の支給を受けた場合はダブルペイとなるのではないか。（油のために特別に生じた作業であり、生産のための通常作業とは異なるということで従来より作業従事者に労務費を支給してきている。この点については今後なおよく検討する。）④のり網撤去のための生産減を推定するのに過去 3 ヶ年の実績を使わなかったのはなぜか。（のりの場合、年による作況の変化が多いので、被害が部分的で、当該漁場に相当の無被害漁場が残存している場合にはその無被害漁場の生産実績により推定し、相当の無被害漁場が残存しない場合は、当該漁場の過去 3 ヶ年の実績に近傍類似漁場の実績による作況を考慮して推定する。）

#### ○昭和 61 年度第 1 回中央審査会

昭和 61 年 5 月 2 日本年度第 1 回中央審査会が開催され、島根県石見、出雲地区等 15 件の漁場油濁被害額の審査が行われた。

今回上程された案件は漁業被害関係 7 件と防除清掃のみのもの 8 件で、漁業被害は香川県詫間町地区、同県小豆島地区、福岡県吉富町地区、大分県中津市地区及び

愛知県常滑市地区ののり養殖業の被害と島根県石見、出雲地区のいわのり、定置網の被害並びに兵庫県神戸・淡路地区のいかなご船びき網の被害であった。これら漁業被害関係のうち香川県、愛知県及び島根県の4地区の案件については、それぞれ地方審査会を開催し、その検討を経て上程された。

会議では次のような点などについて、質疑応酬があり審議検討された結果、別表（その2）のとおり認定された。

島根県石見・出雲地区について、①いわのりの販売流通経路とくに販売業者サイドの裏付け調査を行った。（個人の直売りがほとんどで流通していない。）②聴取調査の標本の抽出方法はどうしたか。（生産高に応じてA、B、Cの3ランクに大別し、さらにそのランクの中位の者5名を抽出して聴取った。）③定置網の被害で休漁及び網の張り替え等の被害はないのか。（丁度張り替え時期にあったので張り替えの労務費等は申請していない。）

愛知県常滑市地区について、網を撤去、廃棄したものについて、生産減被害があるのではないか。（漁期末に近く、品質も低下しているので、汚染原藻を摘採検量し、乾のり換算した被害のみとした。）

#### ○昭和61年度第2回中央審査会

昭和61年7月4日本年度第2回中央審査会が開催され、島根県石見地区等3件の漁場油濁被害額の審査が行われた。

今回上程された案件は防除清掃のみのもので、次のような点などについて質疑応酬があり、審議検討された結果別表（その3）のとおり認定された。

島根県石見地区について、(1)定置網に漁業被害はなかったか。（浮子、ロープ、箱網部の汚染ですみ、網替の時期であったため、払拭の費用のみで、網の撤去、再敷設の費用は計上されない。）(2)油汚染時、定置に魚は入っていなかったか。（入っていた魚は汚染しないように落し網部を注意してとりあげたので汚染魚はない。）

## 昭和 60 年度第 6 回中央審査会上程分(その 1)

県・地区名	発生年月日	推定原因 (申請)	発生場所	関係漁協
香川県 備讃瀬戸地区	60.12.18 ～21	船舶	高松市、丸亀市沖漁業のり漁場	高松市瀬戸内漁連 丸亀市多度津漁協
鳥取県 県下一円	61.1.19 ～29	不明	鳥取県下海岸一帯	福部村、賀露、酒津 浜村、夏泊、青谷町 中部、赤崎町、中山 漁協
兵庫県 神戸市地区	1.22	船舶	神戸市沖のり漁場	神戸市漁協
鹿児島県 種子島地区	2.6～7	不明	種子島西海岸一帯	西之表市、中種子町、 南種子町漁協
沖縄県 西表島地区	2.11	"	西表島上原地区海岸	八重山漁協
沖縄県 本部地区	3.3	"	本部漁協地先海岸一帯	本部漁協
計				
60年度累計				

主な被害内容	申 請		認 定		備 考
	漁業被害	防除被害	漁業被害	防除被害	
のり養殖業の被害	円 79,403,328	円 10,884,445	円 79,298,566	円 10,884,445	重複労務費△104,762円控除
防除清掃	—	1,148896	—	1,138,696	ばねばかり、フィルム、現像代△10,200円減額
のり養殖業の被害	16,624,331	3,584,320	16,624,331	3,584,320	
防除清掃	—	6,469,750	—	6,469,750	
"	—	1,270,700	—	1,270,700	
"	—	2,392,880	—	2,392,880	
漁業被害 2件 防除清掃 6件(2)	96,027,659	25,750,991	95,922,897	25,740,791	( )は漁業被害を伴うもので内数である。
漁業被害 3件 防除清掃 33件(3)	98,882,831	82,626,239	98,778,069	82,616,039	

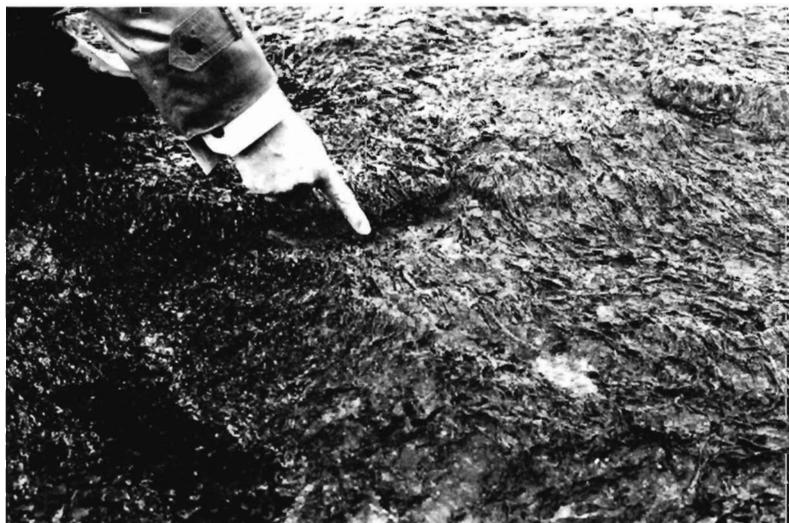
## 昭和 61 年度第 1 回中央審査会上程分（その 2）

県・地区名	発生年月日	推定原因 (申請)	発生場所	関係漁協
島根県 石見・出雲地区	61. 1. 3～ 23	船 舶	石見・出雲地区海岸全域	美保中央漁協等 24 漁協
香川県 詫間町地区	1. 14	"	詫間町管内 4 漁協のり漁場	詫間、志々島、栗島、 箱浦
香川県 小豆島地区	1. 17	"	内海町漁協のり漁場	内海町漁協
福井県 越前地区	1. 22	"	福井市、越前町地先海岸	越前町、福井市漁協
長崎県 福江島地区	1. 26	不 明	奥浦漁協地先海岸	奥浦漁協
兵庫県 但馬地区	1. 31	"	但馬地区海岸一帯	浜坂漁協
長崎県 上五島地区	2. 14	"	若松町第一漁協地先海岸	若松町第一漁協
福岡県 吉富町地区	2. 17	"	吉富町漁協地先のり漁場	吉富町漁協
大分県 中津市地区	2. 18	"	中津市漁協地先のり漁場	中津市漁協
沖縄県 石垣島地区	3. 5	"	石垣島北西海岸一帯	八重山漁協
鹿児島県 奄美大島地区	3. 5	"	名瀬市有良地区海岸	名瀬漁協
鹿児島県 屋久島地区	3. 7	"	上尾久町漁協地先海岸	上尾久町漁協
愛知県 常滑市地区	3. 8 10	"	鬼崎・常滑漁協地先のり漁協	鬼崎、常滑漁協
山口県 萩市地区	3. 10	"	萩市大島名切漁場定置網	萩市大島漁協
兵庫県 神戸・淡路地区	3. 27	船 舶	明石海峡海上	神戸市、淡路町、 兵庫漁協
計				
60 年度累計				

主な被害内容	申 請		認 定		備 考
	漁業被害	防除清掃	漁業被害	防除清掃	
いわのり、定置網	円 71,766,515	円 19,034,129	円 71,766,515	円 19,034,129	
のり養殖業	75,005,626	11,372,780	74,543,283	11,372,780	重複労務費△462,343円控除
"	30,498,862	996,390	30,492,404	996,390	重複労務費等△6,458円控除
防除清掃	—	753,112	—	753,112	
"	—	462,590	—	462,590	
"	—	32,320	—	32,320	
"	—	64,180	—	58,380	フィルム現像、焼付代△5,800円減額
のり養殖業	5,473,381	3,641,522	5,473,381	3,641,522	
"	8,246,705	2,555,023	8,246,705	2,555,023	
防除清掃	—	562,000	—	562,000	
"	—	177,300	—	177,300	
防除清掃	—	2,611,990	—	2,611,990	
のり養殖業	12,727,200	1,366,912	12,727,200	1,366,912	
防除清掃	—	379,200	—	379,200	
いかなご船びき網	3,723,050	249,600	3,723,050	249,600	
漁業被害 7件 防除清掃 15件(7)	207,441,339	44,259,048	206,972,538	44,253,248	( )は漁業被害を伴うもので内数である。
漁業被害 10件 防除清掃 48件(10)	306,324,170	126,885,287	305,750,607	126,869,287	

昭和 61 年度第 2 回中央審査会上程分(その 3)

県・地区名	発生年月日	推定原因 (申請)	発生場所	関係漁協
島根県 石見地区	61. 3. 2~7	不明	仁摩町から大田市に至る海岸一帯	北浜漁協外 6 漁協
鹿児島県 佐多岬地区	5. 20	"	島泊, 尾波瀬漁港地先海岸	佐多, 佐多岬漁協
沖縄県 池間島地区	5. 26	"	池田島地先海岸一帯	池間漁協
計				
60 年度総計				
61 年度累計				



主な被害内容	申 請		認 定		備 考
	漁業被害	防除被害	漁業被害	防除被害	
防除清掃	— 円	5,623,047	— 円	5,623,047	
"	—	1,075,480	—	1,075,480	
	—	2,827,300	—	2,827,300	
防除清掃 3件	—	9,525,827	—	9,525,827	
漁業被害 10件 防除清掃 49件	206,324,170	132,508,334	305,750,607	132,492,334	( )は漁業被害を伴うもので 内数である。
防除清掃 2件	—	3,902,780	—	3,902,780	



## IV 地方審査会の動き

昭和 61 年 1 月より 3 月末にかけて、香川、兵庫、大分、福岡、愛知の各県で養殖のりの被害が続発した。また島根県でいわのり、兵庫県ではいかなご船曳網に被害が発生し、昭和 60 年度の漁業被害額は当基金発足以来の多額なものとなった。これらの被害に関し開催された香川県、兵庫県の地方審査会の概要は前号で触れましたが、その後、島根県、愛知県において次のように地方審査会が開催され、その検討結果が中央審査会に報告された。

### ○島根県漁場油濁被害等認定審査会

開催年月日	審　　査　　内　　容
第 1 回 昭和 61 年 2 月 17 日	昭和 61 年 1 月 5 日よりタール状の油が波状的に隱岐島を除く県下全域に漂着、盛漁期のいわのりに被害を与えた。関係機関との合同調査の結果、沿岸 24 漁協で防除清掃作業が実施され、うち 12 漁協において、いわのり、定置網に漁業被害が発生した。
第 2 回 昭和 61 年 4 月 9 日	被害区分：いわのりの生産減、漁具（定置網）の廃棄、防除清掃

### ○愛知県漁場油濁被害等認定審査会

開催年月日	審　　査　　内　　容
昭和 61 年 4 月 18 日	昭和 61 年 3 月 8 日常滑市鬼崎、常滑漁協のり漁場に重油と思われる油が流入し養殖中ののり・のり網を汚染した。組合では関係機関に通報するとともに合同で調査検討の結果、汚染原藻の廃棄を決め、一部のり網も廃棄した。 被害区分：汚染原藻の廃棄、汚染乾のりの廃棄、のり網の廃棄、漁具の払拭作業費、汚染物の処理費用。

## V 評議員の委嘱について

新	旧
宮城県水産林業部長 曾我敬司 そがけいじ	宮城県水産林業部前部長 八巻国郎 やまきくろう
福岡県水産林務部次長 山本治水 やまもとはるみ	福岡県水産林務部前次長 郷田稔 ごうたみこと

昭和 61 年度第 1 回理事会において、八巻国郎氏と郷田稔氏の辞任に伴う後任の評議員として曾我敬司氏と山本治水氏を委嘱することが承認された。

## VI 昭和 60 年度都県別漁場油濁被害状況一覧表

県名	漁業被害		防除・清掃		件数	認定額	備考
	件数	認定額	件数	認定額			
青森		円	1	2,392,440	1	2,392,440	
千葉			3	354,449	3	354,449	
東京			1	1,334,950	1	1,334,950	
愛知	1	12,727,200	1	1,366,912	1	14,094,112	1 件併発
兵庫	2	20,347,381	3	3,866,240	3	24,213,621	2 件併発
岡山			1	135,150	1	135,150	
石川			1	19,460	1	19,460	
福井			1	753,112	1	753,112	
鳥取			1	1,138,696	1	1,138,696	
島根	1	71,766,515	2	24,657,176	2	96,423,691	1 件併発
山口			1	379,200	1	379,200	
香川	3	184,334,253	4	23,444,865	4	207,779,118	3 件併発
福岡	1	5,473,381	1	3,641,522	1	9,114,903	1 件併発
大分	1	8,246,705	1	2,555,023	1	10,801,728	1 件併発
長崎	1	2,855,172	4	5,021,094	4	7,876,266	1 件併発
鹿児島			11	34,934,345	11	34,934,345	
沖縄			12	26,497,700	12	26,497,700	
合計	10	305,750,607	49	132,492,334	49	438,242,941	10 件併発

## VII 昭和60年度漁場油濁被害状況一覧表

No.	県・地区名	発生年月日	発 生 場 所	被 害 状 況
1	長崎県 対馬東海岸地区	昭和 60. 4. 1 ～ 60. 4. 4	上県町～豊玉町に至る東海岸	タール状の油が海岸に大量に漂着、ひじきに被害を与えた。
2	鹿児島県 屋久島地区	60. 4. 10	屋久島地先海岸	オイルボールが海岸に漂着、磯建網漁業等に被害の恐れがあり清掃した。
3	千葉県 御宿町地区	60. 4. 19	御宿町・岩和田漁協地先海岸	やわらかいオイルボールが海岸や船揚場に漂着、わかめの天日干し、海女の出漁に支障があり清掃した。
4	千葉県 鋸南町地区	60. 5. 24	鋸南町浮島沖合海上	海上に油膜が漂流、定置網に被害の恐れがあり防除処理した。
5	青森県 市浦村地区	60. 7. 21	十三・脇元漁協地先海岸	オイルボールが海岸に漂着、漁具干し場、海藻類の採取に支障があり清掃した。
6	長崎県 長崎市地区	60. 7. 30	長崎市西部漁協船溜り	ビルジと思われる油が流入近くの魚類生簀に被害の恐れがあり防除清掃した。
7	鹿児島県 種子島地区	60. 8. 19	南種子町地先海岸	オイルボールが海岸に漂着、再流出して磯建網、とこぶし等に被害の恐れがあり清掃した。
8	岡山县 岡山市地区	60. 10. 11	小串漁協地先海岸	A重油と思われる油膜が浮流し、のり養殖施設等に汚染の恐れがあり回収防除した。
9	石川県 金沢市区域	60. 10. 16	金沢市沖合海面	沖合底曳船が油塊を曳き揚げ、漁獲物・漁具を汚染し洗浄廃棄した。
10	香川県 小豆島地区	60. 10. 25	土庄町大部漁協地先海岸	廃油が地先海岸に漂着し、のり養殖施設等の汚染の恐れがあり清掃した。
11	沖縄県 勝連町地区	60. 10. 29	津堅島地先海岸一帯	オイルボールが海岸に漂着、再流出して定置網等に被害の恐れがあり清掃した。
12	鹿児島県 種子島地区	60. 11. 5 60. 11. 8	西之表市・中種子町漁協地先海岸	オイルボールが海岸に漂着、再流出して磯建網、とこぶし等に被害の恐れがあり清掃した。
13	鹿児島県 徳之島地区	60. 11. 8	伊仙町漁協地先海岸	オイルボールが海岸に漂着、漁網の天日干し、漁船の揚げ降しに支障があり清掃した。
14	沖縄県 多良間島地区	60. 11. 14	多良間島東海岸一帯	オイルボールが海岸に漂着、漁船の揚げ降しに支障があり、又ひとつえぐさ、刺網等に被害の恐れがあり清掃した。
15	鹿児島県 奄美大島地区	50. 11. 15	大和村漁協地先海岸	オイルボールが海岸に漂着、漁船の揚げ降し、漁網の天日干し等に被害の恐れがあり清掃した。
16	沖縄県 糸満市地区	60. 11. 15	糸満市南部海岸一帯	オイルボールが海岸に漂着、再流出してもずく養殖、小型定置網に被害の恐れがあり清掃した。

(単位:円)

関係組合	漁業被害		防除清掃		合計	
	申請	認定	申請	認定	申請	認定
豊玉町東漁協 美津島町東海漁協 豊玉町日の出漁協 上対馬町琴漁協	2,855,172	2,855,172	4,313,824	4,313,824	7,168,996	7,168,996
屋久町漁協	—	—	1,350,595	1,350,595	1,350,595	1,350,595
御宿町漁協 岩和田漁協	—	—	219,950	219,950	219,950	219,950
保田漁協	—	—	25,616	25,616	25,616	25,616
十賀元漁協	—	—	2,392,440	2,392,440	2,392,440	2,392,440
長崎市西部漁協	—	—	186,300	186,300	186,300	186,300
南種子町漁協	—	—	4,265,800	4,265,800	4,265,800	4,265,800
小串漁協	—	—	135,150	135,150	135,150	135,150
金沢市漁協	—	—	19,460	19,460	19,460	19,460
大部漁協	—	—	191,250	191,250	191,250	191,250
勝連町漁協	—	—	1,054,200	1,054,200	1,054,200	1,054,200
西之表市漁協 中種子町漁協	—	—	11,268,200	11,268,200	11,268,200	11,268,200
伊仙町漁協	—	—	478,600	478,600	478,600	478,600
平良市漁協	—	—	1,218,400	1,218,400	1,218,400	1,218,400
大和村漁協	—	—	2,568,500	2,568,500	2,568,500	2,568,500
糸満漁協	—	—	519,176	519,176	519,176	519,176

油濁基金だより

No.	県・地区名	発生年月日	発 生 場 所	被 害 状 況
17	沖縄県 池間島地区	昭和 60. 11. 18	池間島地先海岸一帯	オイルボールが海岸に漂着、再流出して採貝漁業等に被害の恐れがあり清掃した。
18	千葉県 木更津市地区	60. 11. 22	金田漁協地先のり漁場	A重油と思われる油がのり漁場に流入、被害の恐れがあり、回収・航行攪散した。
19	東京都 大島地区	60. 11. 25	差木地漁協地先海岸	オイルボールが海岸に漂着、再流出して岩のり、貝類等に被害の恐れがあり清掃した。
20	沖縄県 本部地区	60. 11. 25	本部漁協地先海岸一帯	オイルボールが海岸に漂着、漁船の揚げ降し、ひとえぐさ、もずく養殖に被害の恐れがあり清掃した。
21	鹿児島県 種子島地区	60. 11. 27	南種子町地先海岸一帯	タール状の油が海岸に漂着、いわのりや定置網に被害の恐れがあり清掃した。
22	沖縄県 宮古島地区	60. 11. 28	宮古島北海岸一帯	オイルボールが海岸に漂着、再流してもずく養殖、小型定置網に被害の恐れがあり清掃した。
23	鹿児島県 沖永良部島地区	60. 12. 10	沖永良部島地先海岸一帯	オイルボールが海岸に漂着、漁船の揚げ降し、漁網の天日干しに支障があり清掃した。
24	香川県 備讃瀬戸地区	60. 12. 18 60. 12. 21	高松市・丸亀市沖のり漁場	廃油と思われる油がのり漁場に流入、養殖中ののり、のり網等に被害を与えた。
25	鹿児島県 奄美大島地区	60. 12. 18	龍郷町漁協地先海岸	オイルボールが海岸に漂着、再流してもずく養殖等に被害の恐れがあり清掃した。
26	沖縄県 本部地区	60. 12. 25	本部漁協地先海岸	オイルボールが海岸に漂着し、漁船の揚げ降しに支障があり、もずく養殖等に被害の恐れがあり清掃した。
27	沖縄県 池間島地区	60. 12. 25	池間島海岸一帯	オイルボールが海岸に漂着し再流出して採貝漁業等に被害の恐れがあり清掃した。
28	沖縄県 宮古島地区	60. 12. 28	宮古島東海岸	オイルボールが海岸に漂着し、再流してもずく養殖小型定置網に被害の恐れがあり清掃した。
29	島根県 石見・出雲地区	61. 1. 3 61. 1. 23	石見・出雲地区海岸全域	タール状の油が大量に漂着、いわのり・定置網等に被害を与えた。
30	香川県 詫間町地区	61. 1. 14	詫間町管内 4 漁協のり漁場	B重油と思われる油がのり漁場に流入し、養殖中ののり、のり網に被害を与えた。

(単位:円)

関係組合	漁業被害		防除清掃		合計	
	申請	認定	申請	認定	申請	認定
池間漁協	—	—	3,088,000	3,088,000	3,088,000	3,088,000
金田漁協	—	—	108,883	108,883	108,883	108,883
差木地漁協	—	—	1,334,950	1,334,950	1,334,950	1,334,950
本部漁協	—	—	2,458,860	2,458,860	2,458,860	2,458,860
南種子町漁協	—	—	2,955,760	2,955,760	2,955,760	2,955,760
平良市漁協	—	—	4,215,200	4,215,200	4,215,200	4,215,200
沖永良部島漁協	—	—	693,230	693,230	693,230	693,230
高松市瀬戸内漁連 丸亀市漁協 多度津漁協	79,403,328	79,298,566	10,884,445	10,884,445	90,287,773	90,183,011
竜郷町漁協	—	—	2,094,620	2,094,620	2,094,620	2,094,620
本部漁協	—	—	2,877,484	2,877,484	2,877,484	2,877,484
池間漁協	—	—	3,020,800	3,020,800	3,020,800	3,020,800
平良市漁協	—	—	3,820,000	3,820,000	3,820,000	3,820,000
美保中央、野波、加賀、 大芦、御津、恵曇、松江市、佐香、北浜、大社町、湖陵町、多伎町、 島津屋山谷、波根、久手、鳥井、和江、五十猛、仁摩町、温泉津町、 江津、浜田市、三隅町、益田市漁協	71,766,515	71,766,515	19,034,129	19,034,129	90,800,644	90,800,644
詫間島漁協 志々島漁協 粟島漁協 箱浦漁協	75,005,626	74,543,283	11,372,780	11,372,780	86,378,406	85,916,063

No.	県・地区名	発生年月日	発 生 場 所	被 害 状 況
3 1	香川県 小豆島地区	昭和 61. 1. 17	内海町漁協のり漁場	重油と思われる油がのり漁場に流入し、養殖中ののり、のり網に被害を与えた。
3 2	鳥取県 県下一円	61. 1. 19 61. 1. 29	鳥取県下海岸一帯	タール状の油が海岸に漂着、いわのり等に被害の恐れがあり清掃した。
3 3	福井県 越前地区	61. 1. 22	福井市、越前町地先海岸	タール状の油が海岸に漂着、いわのり等に被害の恐れがあり清掃した。
3 4	兵庫県 神戸市地区	61. 1. 22	神戸市沖のり漁場	廃油と思われる油がのり漁場に流入、養殖中ののり、のり網等に被害を与えた。
3 5	長崎県 福江島地区	61. 1. 26	奥浦漁協地先海岸	やわらかいオイルボールが海岸に漂着、磯根資源に被害の恐れがあり清掃した。
3 6	兵庫県 但馬地区	61. 1. 31	但馬地区海岸一帯	やわらかいオイルボールが海岸に漂着、いわのり等に被害の恐れがあり清掃した。
3 7	鹿児島県 種子島地区	61. 2. 6 61. 2. 7	種子島西海岸一帯	オイルボールが西海岸に多量に漂着、とこぶし、磯建網等に被害の恐れがあり清掃した。
3 8	沖縄県 西表島地区	61. 2. 11	西表島上原地区海岸	オイルボールが海岸に漂着、もずく、あおさ、小型定置網等に被害の恐れがあり清掃した。
3 9	長崎県 上五島地区	61. 2. 14	若松町第一漁協地先海岸	オイルボールが海岸に漂着、磯根資源に被害の恐れがあり清掃した。
4 0	福岡県 吉富町地区	61. 2. 17	吉富町漁協地先のり漁場	一部ボール状になった油がのり漁場に流入し、養殖のりに被害を与えた。
4 1	大分県 中津市地区	61. 2. 18	中津市漁協地先のり漁場	一部ボール状になった油がのり漁場に流入し、養殖のりに被害を与えた。
4 2	沖縄県 本部地区	61. 3. 3	本部漁協地先海岸一帯	オイルボールが海岸に漂着、漁船の揚げ降しや、もずく、ひとえぐさ養殖等に被害の恐れがあり清掃した。
4 3	島根県 石見域区	51. 3. 3	仁摩町から大田市に至る海岸一帯	タール状の油が海岸に漂着、いわのりや定置網に被害の恐れがあり清掃した。
4 4	鹿児島県 奄美大島地区	61. 3. 5	名瀬市有良地区海岸	オイルボールが海岸に漂着、ひとえぐさ、敷網等に被害の恐れがあり清掃した。
4 5	沖縄県 石垣島地区	61. 3. 5	石垣島北西海岸一帯	オイルボールが海岸に漂着、漁船の揚げ降し、もずく、あおのりに被害の恐れがあり清掃した。
4 6	鹿児島県 屋久島地区	61. 3. 7	上屋久町漁協地先海岸	オイルボールが海岸に漂着、磯建網漁業等に被害の恐れがあり清掃した。

(単位:円)

関係組合	漁業被害		防除清掃		合計	
	申請	認定	申請	認定	申請	認定
内海町漁協	30,498,862	30,492,404	996,390	996,390	31,495,252	31,488,794
福部村、賀露、酒津、浜村、夏泊、青谷、中部、赤崎、中山漁協	—	—	1,148,896	1,138,696	1,148,896	1,138,696
越前町漁協 福井市漁協	—	—	753,112	753,112	753,112	753,112
神戸市漁協	16,624,331	16,624,331	3,584,320	3,584,320	20,208,651	20,208,651
奥浦漁協	—	—	462,590	462,590	462,590	462,590
浜坂漁協	—	—	32,320	32,320	32,320	32,320
西之表市漁協 中種子町漁協 南種子町漁協	—	—	6,469,750	6,469,750	6,469,750	6,469,750
八重山漁協	—	—	1,270,700	1,270,700	1,270,700	1,270,700
若松町第一漁協	—	—	64,180	58,380	64,180	58,380
吉富町漁協	5,473,381	5,473,381	3,641,522	3,641,522	9,114,903	9,114,903
中津市漁協	8,246,705	8,246,705	2,555,023	2,555,023	10,801,728	10,801,728
本部漁協	—	—	2,392,880	2,392,880	2,392,880	2,392,880
北浜、大社町、仁摩町、温泉津町、浜田市、江津、益田市漁協	—	—	5,623,047	5,623,047	5,623,047	5,623,047
名瀬漁協	—	—	177,300	177,300	177,300	177,300
八重山漁協	—	—	562,000	562,000	562,000	562,000
上屋久町漁協	—	—	2,611,990	2,611,990	2,611,990	2,611,990

No.	県・地区名	発生年月日	発 生 場 所	被 害 状 況
47	愛知県 常滑地区	61. 3. 8 61. 3. 10	鬼崎・常滑漁協地先 のり漁場	重油と思われる油がのり漁場に流入、養殖中ののりに被害を与えた。
48	山口県 萩市地区	61. 3. 10	萩市大島名切漁場定置網	廃油と思われる油が定置網の浮子、ロープ等に付着、漁業被害の恐れがあり清掃した。
49	兵庫県 神戸淡路地区	61. 3. 27	明石海峡海上	タール状の油が操業中のいかなご船びき網の網の中に混入し漁獲物・漁具に被害を与えた。
	合 計			



(単位:円)

関係組合	漁業被害		防除清掃		合計	
	申請	認定	申請	認定	申請	認定
鬼常崎滑漁漁協	12,727,200	12,727,200	1,366,912	1,366,912	14,094,112	14,094,112
萩市大島漁協	—	—	379,200	379,200	379,200	379,200
神戸市淡路町兵庫漁漁協	3,723,050	3,723,050	249,600	249,600	3,972,650	3,972,650
	306,324,170	305,750,607	132,508,334	132,492,334	438,932,504	438,242,941

### 写真の紹介

本年1月3日から23日にかけて島根県石見・出雲地区において  
タール状の油塊が多量に漂着、いわのりに大きな被害を与えた事  
故(16頁、20頁No.29参照)

表紙：一輪車とスコップによる油の回収

14頁：いわのりに付着した油

15頁：打上げられた魚と鳥

24頁：海岸に散在する油塊

## VII 昭和60年度月別漁場油濁被害状況一覧表

(単位:円)

区分 月	漁業被害		防除・清掃		合計		備考
	件数	認定額	件数	認定額	件数	認定額	
4	1	2,855,172	3	5,884,369	3	8,739,541	1件併発
5			1	25,616	1	25,616	
7			2	2,578,740	2	2,578,740	
8			1	4,265,800	1	4,265,800	
10			4	1,400,060	4	1,400,060	
11			11	30,214,529	11	30,214,529	
12	1	79,298,566	6	23,390,579	6	102,689,145	1件併発
1	4	193,426,533	8	37,374,337	8	230,800,870	4件併発
2	2	13,720,086	5	13,995,375	5	27,715,461	2件併発
3	2	16,450,250	8	13,362,929	8	29,813,179	2件併発
計	10	305,750,607	49	132,492,334	49	438,242,941	10件併発

## X 古代海洋民と日本文化の形成（そのⅡ）

### 6. 古代の日本列島と大陸文化との交流

高崎経済大学教授 大津昭一郎

日本の古代は、アジアにおける日本列島の地理的位置、自然環境の多様性、多種的な民族で構成されてきた。江上波夫氏は、日本の面積の狭小から自他共に小国と考えられてきたが、小国どころか、ユーラシア大陸の南北の様相を独り占めにした世界でも稀有国土と海洋をもったスケールの大きな大国であり、しかも、大陸から即かず離れずの好位置にあったことと多民族構成の層位性などによって世界史上稀な存在としての日本史の基礎がそこに根強く形成されたことを意義づけている。

そして早くからシベリアから、朝鮮半島からも、またそれを経由して、東アジア、華北から、また東シナ海、南シナ海を渡って華中、華南、東南アジア方面からも容易に日本列島に渡来することができた。しかもそれぞれの渡来人は日本列島内の手近かなところを見出して定着している。例えば、シベリアからは北海道、東北地方に、朝鮮半島から来た人々は北九州、山陰に、華中、華南から来た人々は北九州、瀬戸内海をはじめとし畿内に、太平洋の島々から来た人々は、太平洋に面した南九州、四国、本州の沿海地方に、それぞれの渡来者の故郷に近い風土、環境の地を見出し、ほとんど従来通りの生活をそのまま続けることができた。ここで渡来人は日本列島に分住して定着していき、原郷以来の性格、文化伝統等を保持しつづけることができた。そして人種・民俗の性格を各渡来人は保存しつつ今日に至っている。日本列島のもつ大陸との関係を保持しつつ独立性と自然的防禦、また沿岸部の海上交通の利便性など地理的条件が、日本列島の人々の民族的融合性を高め、統一国家の形成に大きく役立ったものと思われる。

日本列島は縄文時代は非常に長く、少なくとも3,000年以上の狩猟採集時代を経過し、その間に縄文土器で代表される全国的規模でかなり均一的な、しかし特徴的な文化を発達させたが、その文化圏がほとんど固有の日本領土と一致していることは、文化的統一が縄文時代に始まっていることを示唆している。そのような日本列島に紀元前300年頃、華中ないし華南方面から稻作文化をもった非漢人民族が北九州に移住ってきて、水稻農村社会と農耕儀礼・祭事を基本とした弥生文化を創めて、これが北は東北地方南半、南は薩南諸島までほぼ全国的に拡がり、日本列島の社会、経済、文化における農村民族的基盤を形成した。

一方、弥生文化を創めた北九州の倭人は、華中ないし華南の呉、越、閩などとも同

ビン

類とみられるもので、早くから華北の漢人社会とも交通、交易などによる密接な関係をもっていた。彼らは北九州に移住すると早速、朝鮮平壤に在った楽浪郡に通商し、さらに華北洛陽の後漢の朝廷に遣使して、その外臣となり、東北アジアの諸民族に先んじて、中国と正式の外交・通商関係をもつことになった。このような倭人の活動はまず北九州の伊都国を中心とした倭国や邪馬台国を中心とした女王國などの地方政権の成立となり、その後政権の中心は大和に移り、大和政権と朝鮮半島から来た政治集団が合作して、統一国家政権としての大和朝廷を創立するのであるが、そこは本題の主流から離れるので割愛することにした。<sup>①</sup>

今迄述べてきたように、古代の日本列島は、周囲の地域から孤立していたわけでもなかったし、渡来人や外来の文化をたんに流入していただけではなく、そこでは海洋民を媒介としてかなり積極的に、山東地域と馬韓、弁韓、辰韓の弁辰と日本列島の出雲、北九州の地域の間で緩やかな一つの経済的文化相互交流圏を形成するなど、日本列島とその周囲の地域との間には盛んな交流があり、その交流において、日本列島の住民も積極的に海上に乗出して行った。

このような日本列島の海洋民とその文化を考えるうえで、中国の東海岸と朝鮮半島の沿岸部及び台灣、琉球等の地域が日本列島の文化に与えた影響は非常に大きなものであった。

中国の東南海岸は、春秋時代に呉や越が争いをくりかえしていたが、この抗争においては水軍が大きな役割を演じていたように、この地域では船と航海、水戦も古くから発達していた。越王勾践が呉をうって山東半島南部の琅邪まで進出したことが物語るように、江南と山東の間には海上の道が開かれていたし、また山東から朝鮮半島への航路は、元封二年（前109）に漢帝国が朝鮮に出兵したときの航路であった。このような航路はわが国にとって深いかかわりあいをもっていた。例えば、5世紀に倭の五王はしきりに南朝に入貢したが、その航路は朝鮮半島西岸ぞいに北上後、黃海を横断して山東半島に達し、それから中国東海岸を南下したものと推測されている。山東と江南を結ぶ沿岸航路は、おそらく春秋時代以来、中国の船舶によって開拓されていた主要航路であって、五王の入貢船はこのコースを往復したものと思われている。このように海をこえての交流が、古代日本における国家形成とその発展に海洋民の果した役割が大きかったことを物語っている。

## 7. 邪馬台国とその時代

「魏志」によると、107年の師升らの貢献から70～80年経た頃、倭国内で大乱がおこり、その内乱状態は29ヶ国の王が邪馬台国<sup>スイショウ</sup>の卑弥呼<sup>ヒミコ</sup>を女王に共立して収拾されたという。卑弥呼は、238年に魏が遼東の公孫淵<sup>コウソンエン</sup>を倒し半島に進出すると、翌年難升米<sup>ナンショウマイ</sup>らを帶方に遣わして魏との修好<sup>セイコウ</sup>をはかった。倭が生口・班布<sup>バンブ</sup>を献じたのに対し、魏の明帝は百枚もの銅鏡や絳地交龍錦など数々の品や金印紫綬<sup>コウジコウリユウキシ</sup>を授け、また卑弥呼を親魏倭王<sup>ユウクン</sup>に遇した。親魏倭王の称号は破格のもので、当時の朝鮮諸国<sup>ユウチヨウ</sup>の首長にも邑君・邑長<sup>ユウクン</sup>の印綬しか与えていない。どうも倭は呉と近接する国と思われていたらしい。<sup>②</sup>

やがて247年、卑弥呼は南方の狗奴国と全面戦争になり、魏帝の詔・黄幢<sup>クナコク</sup>(軍旗)を求めた。魏の少帝もこれに応じ使者を送るとともに檄文を作って倭人に告喩した。この戦闘の間に卑弥呼は没し、連合諸国は再び激しい戦闘を繰り返したのち、卑弥呼の宗女壹与<sup>ソウジョイヨトヨ</sup>(壹与)を共立して女王に即けた。<sup>③</sup>以上が邪馬台国<sup>ミコトノリ</sup>の概観であり、このような邪馬台国が日本のどこにあったのか依然として不明である。北九州とすれば中国、朝鮮の先進文化の流入口にできた一地方連合国家となるが、大和なら広く北九州をも勢力下におく古代専制国家が想定され、国家的性格にも重大な差が出る。大和説では卑弥呼の賜った鏡百枚を古墳から多く出土する三角縁神獣鏡のこととし、これが畿内中心に分布していることを強い支証としてきたが、近年魏鏡への疑いは濃くなり、位置論争には決め手がなくなった。

魏志倭人伝は、かなり政治性の強いもので、239年の倭国<sup>の</sup>朝貢は、魏にとって記念すべき出来事の最中で公孫淵討滅の功績を誇示する絶好の機会であり、そのための多大な演出が含まれているものであった。これこそ陳寿が詳しく倭人について記した理由である。このように政治的な性格をもった魏志倭人伝であるので悪名高い誇大的な道里記事となつたものであろう。

さて、魏志倭人伝から、帶方郡より邪馬台国に至る道里を抜粋してみることにしよう。

① 帯方郡から倭に至るには、海岸沿いに航行し、南へ向ったり東に向ったりしながら狗邪韓国に至るまでが七千余里。

② 一海を渡ること千余里で対馬国。

③ 南へ一海渡ること千余里で一支国。

④ 一海を渡ること千余里で末蘆国。

- ⑤ 東南へ陸行すること五百里で伊都国。
- ⑥ 東南へ百里で奴国。
- ⑦ 東行すること百里で不弥国。
- ⑧ 南へ水行二十日で投馬国。
- ⑨ 南へ水行十日、陸行一日で邪馬台国。
- ⑩ 帯方郡から女王国に至るまで一万二千里。
- ⑪ 倭地は周旋五千里。

一見このように明瞭に書かれている倭國の地理によっても未だに邪馬台國の位置は不明であり、北九州説あり大和説ありで一定していない。方向はそのまま九州にもってくるのか、むなしい努力をくり返しているのが現状である。<sup>③</sup>

ところで中国の一里は、古今を通じて450メートル前後である。更に詳しくみると三〇〇歩が一里となる。

さて位置の問題のうち、倭人条における行程の記載には、伊都国を境としてその前後で差異がみられる。すなわち、伊都国までは「東南陸行五百里、到伊都国」の如く、すべて方位、距離、国名の順であるが、これに対して伊都国から後は、「東南至奴国一百里」のように、すべて方位、国名、距離の順で記載されている。榎一雄氏らはこの記載法の差異に着目して、伊都国以下邪馬

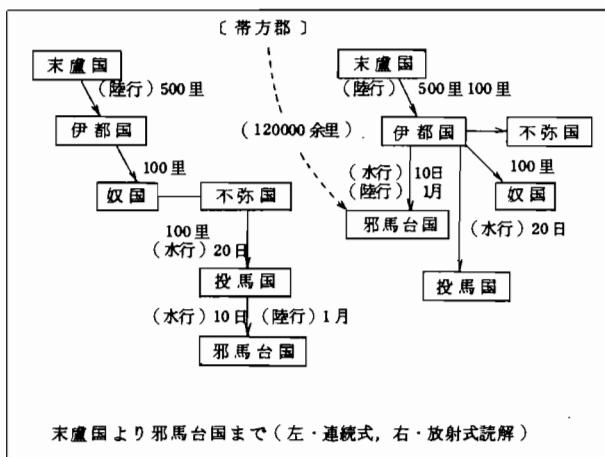


図 1

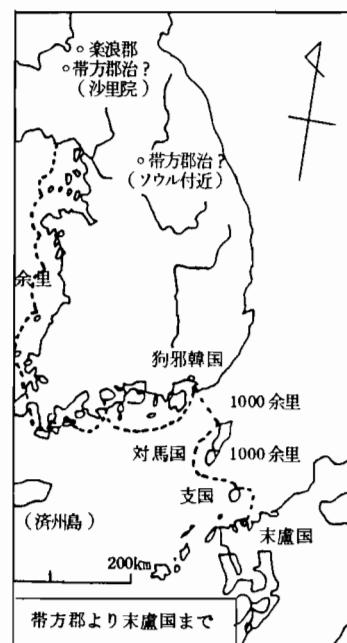


図 2

(注) 資料：日本の古代1、倭人の登場、図1、2は第3章「魏志倭人伝」を通読するから引用。

台国までの諸国の行程は、連続式ではなく、伊都国を起点として放射式に記述されたものであると考えている。

榎氏は「南、邪馬台国、女王の都する所に至るに、水行十日、陸行一月」を「水行ならば十日、陸行ならば一月と解釈した。この解釈となると、放射式読み方となり、邪馬台国までの距離が短かくなるわけで、邪馬台国九州説が浮上する。しかしこの解釈に対して和歌森太郎氏の批判があり、北九州の各国の挙げ方が、近い方から遠い方へ及んでいるので、水行二十日を要する投馬国を、水行十日を要する邪馬台国よりもさきに挙げたことを怪しく思うとして、「水行十日と陸行一月」とする従来の解釈を支持している。

邪馬台国については余りにも多くの先学者達が種々論評をされているので、邪馬台国的位置等についての穿さくは本題からはずれるので深入りをさけることにして、魏志倭人伝に出てくる倭人の社会と風習についてふれてみることにする。

## ○ 倭人の社会と風習

### (イ) 会稽との比較

「倭国では、男子の年齢の大小にかかわらず、皆顔や身体に入墨をしている（皆鯨面文身）。古くから、倭の使者が中国にくると皆大夫と称している。夏王朝の第六代の王であった少康の子は、会稽に封ぜられると、髪を切り身体に入墨をして、そして蛟や龍による被害を避けた。いま倭の水入アマは好んで水中に潜り魚や蛤を捕っており、ここでも身体の入墨は大魚や水鳥を鎮めるためであったが、後にはしだいに飾りとなつた。倭の諸国で身体の入墨はそれぞれ異なり、左に膨ったり右に膨ったり、大きかったり、小さかったりして、身分の尊卑によって区別がある。倭までの道程を計算すると、会稽郡東治県の東であるにちがいない。」

ここで「史記」の呉太伯世家に見える応劭の「注」によると龍子のかたちを入墨したので、水中で害を受けなかったとしている。

入墨の記事は、倭人以外には馬韓条と辰韓条に見られ、馬韓では「男子は時に入墨をする者がある」と記され、辰韓では「男女とも倭に近くて、ここでも入墨している。」と述べられている。「後漢書」東夷伝では、馬韓の南の境域と弁辰は、地理的に倭に近いので入墨をしている者がいると述べられている。

### (ロ) 僧耳・珠崖との比較

「その風俗はみだれていない。男子はみなまげを露出させており、木綿で頭を縛

りついている。その衣服は横幅のあるきれを、ただ結びつけてつないであるだけで、ほとんど縫っていない。婦人は髪を結い上げず、部分的にまげを屈曲させており、衣服を作るにはひとえのふすまのようなものを中央に穴をあけ、そこから頭をとおして着るのである。禾稻や紵麻を植え、養蚕を行い、糸を紡ぎ、細かな紵や縑や縊をつくり出す。その地には、牛・馬・虎・豹・羊・鶴<sup>ハク</sup>がいない。兵器には、矛・楯・木の弓を使用する。木の弓は下部が短くて上部が長く、竹の箭に鉄の鏃や骨の鏃をつけている。産物の有無の状況は儋耳・朱(珠)崖と同じである。」

「細紵・縑・縊」、紵はカラムシのことで細紵は、こまかく織られたカラムシの布である。縑とは、一般に細緻なる絹糸をひきそろえて織った絹織物。縊は、俗にいう真綿である。

「所<sub>二</sub>有無<sub>一</sub>与<sub>二</sub>儋耳<sub>一</sub>・珠崖<sub>一</sub>同」、前漢の武帝の時（前110），今の海南島に儋耳・珠崖の二郡が置かれた。紀元前82年には儋耳が珠崖に併合され、前四六年には珠崖郡も廃された。その後、吳の赤烏五年（242）に珠崖郡が復置されたが、吳が滅びると、珠崖郡は合浦郡に併合された。

儋耳・珠崖の二郡の風土について、「民は皆布を服すること单被の如く、中央を穿ちて貫頭と為す。男子は耕農して、禾稻・紵麻を種え、女子は桑蚕織績す。馬と虎亡し。民に五畜有り。山に麐鹿<sup>セキウ</sup>（ともに鹿の類）多し。兵は則ち矛・盾・刀・木弓・弩・竹矢は或は骨もて鏃と為す」と記している。

#### （イ）風土と生活

「倭の地は温暖なので、冬でも夏でも生の野菜を食べ、みな裸足である。地上建築の家屋があり、父母兄弟で寝室を異にしている。朱丹（赤色顔料）を身体に塗るが、それは中国で白粉を使うのと同様である。飲食には竹や木でつくった高壙を用いるが、手でつかんで食べる。

死ぬと（埋葬するのに）棺はあっても槨（棺を入れる部屋）はなく、土もりをして家を作る。死んだ当初は十日余り埋葬を停めておく。その期間は肉を食べず、喪主は哭泣し、他の者はそばで歌いおどり、酒を飲む。埋葬がすめば、一家を挙げて水中に入って沐浴するが、それは中国の練沐のようなものである。

倭人が旅をする場合、海を渡って中国へ行くには、いつも一人の者に、髪を梳らず、しらみも取らず、衣服は垢で汚れたままにし、肉を食べず、婦人を近づけず、喪に服している者のようにさせる。これを持衰と名づけている。もしその旅がうまくいけば、みなでその生口や財物の世話をやってやる。もし病気が生じたり、にわかに

災難に出あえば、すぐにかれを殺そうとする。かれの持衰のあり方が謹厳でなかつたというわけである。

その他は真珠や青玉を産出する。山には丹(赤土)があり、木には柂(ヤマクス),  
 杷(トチ), 予樟(クスノキ), 檜(林, 木瓜か), 檻(櫟クヌギ), 投(杉),  
 檨(カシ), 鳥号(ヤマグワ), 楓香(オカツラ)があり、竹には篠・簾・桃支がある。  
 薑(ショウガ), 橘, 椒(サンショウ), 薑荷(ミュウガ)もあるが、それらを用いて調味したときの美味さを知らない。獮猴(猿)や黒雉もいる。」

李陵伝などでは「生口」は、辺境で手に入れた捕虜のことをいう。ここで見える倭国の献上品の生口は、捕虜奴隸であったと思われる。他に家畜の意に用いられている。清代ではロバの類を生口と呼んでいた。

#### (=) 社会と制度

「その習俗としては、行事や旅をするのに、言葉や行動で問題となることが起るたびに、骨を灼いてトして、吉凶を占う。まず占トすべき事柄を告げるが、その言葉は中国の令龜の法に似ており、火による裂け目を見て兆候を占うのである。

会合での座席や起居の順序には、父子や男女の区別がない。人々は生来酒を好む。大人の敬意の表し方を見るに、ただ拍手するだけで、それでひざまずいて拝する礼の代わりとしている。人には長寿で、百歳とか八、九十歳の者もいる。その習俗として國の大人たちはみな妻を四、五人もち、下戸でも妻を二、三人もつ者がいる。婦人は貞節で嫉妬しない。人は盜みをはたらかず、訴訟が少ない。法を犯すと、軽い場合はその妻子を没入し(国家奴隸とし)、重い場合はその家族および一族を根絶する。身分の尊卑にはそれぞれ序階があり、下の者は上の者にきちんと臣服している。

租税や賦税を徴収し、それらを収納するために邸閣(大倉庫)が設けられている。国ごとに市が開設され、産物を交易しており、大倭(邪馬台国から派遣された役人か)にその監督をさせている。女王國より北には、特別に一人の大率を置いて諸国を監察されており、諸国はこれを畏れている。大率はいつも伊都国で政務をとり、それぞれの国にとって中国の刺史のような役割をもっている。王が帝都や帶方郡や諸韓國に使者を派遣したり、帶方郡が倭国へ使者を遣すときは、いつも津(水上交通上の関所)で文書や賜与された物品を点検して、伝送して女王のもとへ到着するときに、間違いがないようにするのである。

下戸は道で大人に出会うと、後ずさりして道端の草の中へに入る。また、言葉を伝

えたり、ものごとを説明するときは、うずくまつたりひざまずいたりして、両手を地面につけて、恭順の意を表す。返事をする声は「噫」といい、それはちょうど中国で承諾を示す返事のようなものである。」<sup>④</sup>

魏志倭人伝には、その他に、女王卑弥呼、倭国と中国との交渉などにふれており、古代のわが国の地名、風俗、大陸との関係などの姿をかなり明確にふれているところに大きなロマンを感じる人々が少くないのであろう。

魏志倭人伝は、倭人の地が、自然と文化の双方において、中国南部とよく似てお  
り、南国であるという認識のもとに書かれたものであろう。「其の道里を計るにま  
さに会稽東冶の東に在るべし」と記し、さらに動植物、産物、武器の記述につづけ  
て「有無する所は儋耳・朱崖と同じ」と出ている。会稽郡は今日の浙江省から福建省にかけてであり、そのなかの東冶県は福建省福州の辺りであり、儋耳と朱崖はともに漢代に海南島におかれた郡名である。この頃（3世紀）の中国人が倭人の地を、  
実際よりかなり南にあると思っていたようである。そして倭人の風俗習慣は中国の中部から南の地域の住民と共に通するところが多かったということによる。つまり、華北の漢民族の中心地の文化とは異質な文化、つまり南の非漢民族住民の文化伝統に倭人の文化がよく似ていることを意味している。

そこで中国人の注意を惹いたのは潜水漁撈と皆黥文身（入墨）である。前に述べたように黥面とは顔にほどこす入墨であり、文身は身体につけた入墨である。大人も下戸も入墨をほどこし、社会的地位や、どの国の人のか表わしている一方、水に潜って漁撈する男たちの場合、大きな魚や水鳥を追い払うという実用的な目的である。

日本では現代でも、広く海士・海女の活動は続いているし、日本のまわりをみると朝鮮では济州島が海女がいる唯一の例である。それが中国へ行くと、東南部の海岸や島において、男たちの潜水漁撈の習俗が、いくつか報告されている。例えば、舟山列島の定海では、内陸の池で潜水漁撈が行われ、さらに雷州半島の近くの硇州島では、男の海士が海に潜って鮑をとっている。つまり東支那海をめぐって、潜水漁撈が分布しており、日本や济州島や中国の例も同じ系統のものとみてよいだろう。

さて、今まで魏志倭人伝を通読して、潜水漁撈をはじめとし、服装から航海の儀礼、王権、刑法に至るまで南方の諸文化とかなりかかわりが深く、圧倒的に南方的色彩におおわれている。魏志倭人伝を抜粋して紹介したが余り長くなるのでここでは倭人文化の実態をくわしく伝えることができなかった。しかし、魏志倭人伝では

政治的な歪みがあるのかはともかくとして作者の陳壽は南方と深い関係の上にたった倭人を描き出したのである。しかしあが国の漁村を歩きめぐって今日でもかなり南方的色彩の強い漁村が数多く存在していることも事実である。

### 参考文献

- ① アジアのなかの「日本の古代」：江上波夫（中央公論社、「日本の古代」発刊に当って）より引用。
- ② 邪馬台国の時代：水野祐，日本古代史と遺跡の謎，自由国民社。
- ③ 倭国の時代：岡田英弘，文芸春秋社。
- ④ 「魏志倭人伝」を通読する：杉本憲司・森博達，日本の古代（第4章）森浩一編，中央公論社，から引用要約した。

### 訂正（前号No.・31. そのIについて）

- ① 19頁，19行目，紀元4～5世紀頃を→紀元前4～5世紀（に訂正）。
- ② 25頁下から1行目，そうでなかったら本家・分家という → そうでなかつたら同族という（に訂正）。

## X 基金の発足と機構（最終回）

(財)漁船海難遺児育英会 前田 優

12月17日第7回小委員会が開催され、出席委員と運輸・通産両省間で、原因者集団のとらえ方を中心に討議が行なわれ、席上阿倍晋太郎委員からのメモの披露や竹下登委員から「この委員会の中に配分比率の問題を検討するための委員会の設置」の提案があり、その後も各委員と省庁間で討論が繰返されたが、結論が見出せず、浜田委員長は、一旦委員会を閉じた後11時に再会した。

再会直後浜田委員長は、「小委員会としての態度を書面にしたので朗読する」旨宣し、事務局は下記のとおり朗読した。

原因者不明の油濁被害救済対策について

(51.12.17)

自民党水産部会油濁及び赤潮対策に関する小委員会

委員長 浜田 幸一

原因者不明の油濁被害救済対策については、本年10月14日以来、7回の会議を重ね、関係省庁の意見も聴取し、11月2日には、小委員会の中間報告をとりまとめたところである。

本日の会議では、最終的な意見の集約を行ったところであるが、この結果、本委員会としては、次のとおり意見の一致をみたので、52年度予算編成に先立ち、その方向で、関係省庁が直ちに、油濁被害救済対策をとりまとめるよう、政府に要望する。

1. 油濁被害救済対策の財源については、船舶や油に着目して、所要の財源を確保するのが基本であり、安易に一般財源に依拠すべきでない。
2. 原重油関税及びとん税の増徴により財源を確保するという水産庁原案は、単純かつ明快で徴収の確実な制度としてもっとも好ましいと考えられるが、とん税の性格・原重油関税をめぐる諸般の事情等からみて、現段階では、この方向での解決がなかなか困難であることは否定できない。しかしながら、原重油関税を財源とする石炭及び石油対策特別会計からの支出については、今後の課題として、なお引き続き検討をする。
3. 原案により難い場合においては、船舶及び石炭を使用する臨海の陸上施設を油濁

事故の原因者たり得る集団としてとらえ、これに強制徴収等の手続きを通じて徴収が担保された法律上の原因者負担金を課すことが適当と考えられる。

4. 法律上の原因者負担金としての制度化については、技術的側面等、なお検討をするという見方もあるので、当面、これと同一の効果を事実上有する制度として、例えば、通商産業省及び運輸省が、水産庁と協議して、拠出に関する計画を定め、原因者たり得る集団ごとに、協力法人等を指定し、当該法人に漁場油濁被害救済基金に拠出する責任を負わせ、更に、運輸省及び通商産業省は、その拠出が確実に行われるよう必要な指導監督を行うという、行政上の計画的かつ確実な拠出が担保されるような法律上の制度が考えられるのではないかという見方もある。

5. 以上の方針に即し、関係省庁間で早急に、実施可能な対策案をとりまとめ、次回の小委員会へ報告されたい。

なお、3又は4の場合における船舶及び石油を使用する臨海の陸上施設の集団間の負担割合については、油濁損害の実績の比率、現行の漁場油濁被害救済基金に対する拠出割合等を参考として、早急に、関係省庁間で調整することを希望するが、なお、関係省庁間で調整が困難な場合においては、別途、所要の調整を行う準備がある。

委員会案を朗読したあと、浜田委員長は、これに対する関係省庁の取敢えずの意見を求めた。これに対し運輸省は、「1、2の船舶、油に着目して……については異存はないが、拠出割合については、油の使用実績を勘案して合理的な比率にしてもらいたい。」「正式の場で業界と議論はしていないが、来週中に省内や業界と検討していくみたい。」

通産省は、「油を使用するから汚れるのではなく、油を不法に流すから汚れるのであることを十分配慮してもらいたい。要は原因者不明の油濁が発生しないことが大切である。配分比率については検討させていただく。」

水産庁・環境庁・大蔵省関税局は、この案の方向で努力する旨を表した。この間浜田・嶋崎・桧垣・細田各委員から、この案推進について多くの発言があった後浜田委員長は、「来週金曜日（24日）までに結論を出したいので、各省庁間の調整をしてもらいたい。」と述べ11時20分会を閉じた。

このあと第8回の最終小委員会までの間、嶋崎委員長代行は、精力的に通商産業省及び運輸省との接衝を重ねられ一応の結論を得たが、これには両省の事務次官が嶋崎先生と親しい関係にあったことも預って力があったと聞いています。

51年12月28日第8回小委員会が開かれ、最終的な浜田幸一委員長よりの発言が

あった。その内容は次のとおりである。

◎前回 12 月 17 日の委員会においては、最終的に意見の集約を行い、船舶及び石油を使用する臨海の陸上施設に係る事業者の集団間の負担割合について、委員長及び委員長代行に調整を委ねられ、通商産業省及び運輸省の協力を得て調整を続けてきたところであるが、過去の油濁実績、現行漁場油濁被害救済基金に対する拠出実績等を総合的に勘案して、負担割合を 62.5 対 37.5 とすることとしたいたしたい。

この割合については、議論もあるうが、政治的にも決着すべき時期と考えるので、諸般の経緯も考慮し、この際了承願いたい。

今後、水産庁は、前回の委員会の意見の集約及び今回の調整の結果を踏まえ、関係省庁の協力の下に、計画的かつ確実な拠出が担保され、法律上の原因者負担金制度と同一の効果を事実上有する制度を法制化するため、すみやかに、準備を進めることとし、その結果については、改めて本委員会に報告されたい。

なお、この際、次の 2 点について関係省庁に要望するので、十分配慮されたい。

- (1) 原因者不明の油濁被害の救済は、本来、原因者の究明を通じて措置すべきものであり、このため、海上保安庁による監視体制の強化等十全の措置を講ずること。
- (2) 油濁被害救済基金の運営に当たっては、漁業被害額、油の防除・清掃費用について、適正な認定が行なわれるよう、例えば学識経験者、船舶及び油を使用する陸上施設に係る事業者の代表者等の意見を十分反映し得るような公正な審査会を設置すること等の措置を講ずること。

以上のとおりであるが、問題の焦点は「法制化」であり、この制度を法律に基く恒久的制度とすることは、漁協系統組織の長年の悲願であり、水産庁もそれにむけて努力を傾注してきたところである。

明けて 52 年 1 月 14 日自由民主党水産部会部会長菅波 茂・油濁及び赤潮対策に関する小委員会委員長浜田幸一連名にて「原因者不明の油濁救済対策について」関係各省庁あてに次のような文書が発せられた。

「原因者不明の油濁被害救済対策については、関係省庁の協力を得て、迅速かつ確実な救済が確保される制度の確立のため、検討を続けてきたところであるが、かねて御承知の経緯のもとに、別紙のとおり、油濁及び赤潮対策に関する小委員会の決定がなされ、水産部会としては、これを了承し、これに沿って取り計らうこととしたので、関係各省におかれても、これを了承され、法制化について今月中に事務的検討を煮つめ、2 月早々にもその結果を党に報告することとされたい。」

別 紙

原因者不明の油濁被害救済対策について

自由民主党水産部会油濁及び赤潮対策に関する小委員会

委員長 浜 田 幸 一

原因者不明の油濁被害救済対策については、昨年 10 月 14 日以来 8 回の会議を重ねてきたところであるが、本委員会として、下記のとおり決定したので、水産部会に報告する。

記

1. 救済対策については、主務大臣が船舶又は石油を使用する陸上施設にかかる事業者の集団等をそれぞれ協力法人として指定し、主務大臣が定める拠出計画に従い、当該法人が漁場油濁被害救済基金に拠出する責任を負わせ、更に、主務大臣はその拠出が確実に行われるよう指導監督するという計画的かつ確実な拠出が担保される法律上の制度を確立する。
2. 1 の拠出についての運輸省所管事業者（漁船に係るものを含む。）及び通商産業省所管事業者間の負担割合は、62.5 対 37.5 とする。
3. 救済対策に要する経費の負担については、次によるものとする。

- (1) 基金の管理運営費 — 全額国費
- (2) 防除清掃事業に要した費用の支弁の事業に要する経費 —

国	25 %
都道府県	25 %
事業者拠出金	50 %

- (3) 漁業被害を受けた者に対する救済金の支給の事業に要する経費 —  
事業者拠出金 100 %

4. 当分の間、以上示したところに従い制度運営を行うこととするが、今後本制度の実施の状況に応じ、検討を加え、改善を図るものとする。
5. 以上の結果を踏まえ、水産庁は関係省庁の協力の下に、すみやかに法制化の準備をとり進めることとし、その結果について、本委員会に報告するものとする。
6. なお、法制化に際しては、とくに次の点に留意するものとする。以下は 51. 12. 28 の記述と重複するので、省略することとする。

前述してきたように 1 月 14 日小委員長より最終結論の示達をうけたが、最後に残されたのは、やはり法制化の問題であった。ここで法制化をめぐる諸問題について、

各省庁の考え方を復習してみよう。

水産庁の趣旨は「現行の暫定的救済対策を実施している財団法人漁場油濁被害救済基金を認可法人に改組すること、救済の範囲、手続等を明確化すること、救済事業に必要な資金に充てるための事業者の拠出金の拠出等について、所要の法制化を含め、確実かつ迅速な救済対策を実施できるよう図ろうとするものである。

これに対し、通産・運輸両省は、法制化に反対する理由として、(1)本来原因者が負担すべき救済費用について、原因者が不明であるが故に、船舶・臨海工場等のグループに負担させることは、原因者負担の原則に反するものであり、かかる基本原則に反する制度を法制化することは、立法論的に妥当でない。(2)事業者は、あくまで協力的に費用を負担するのであるから、法制化するほどの必要性に乏しい。(3)原因者不明の油濁問題については、海上の監視体制等の強化が、まず第一義的に必要な対策であり、これが実行されれば被害は減少するはずである。漁場油濁対策は、かかる監視体制等の強化による油濁発生の防止が必要なのであり、本制度のような救済措置は、第二義的なものとして暫定的・臨時の措置として位置づけられるものであるから、法制化は妥当でない。(4)恒久的制度については小委員会の最終案第4項にあるように「今後本制度の実施の状況に応じ、検討を加え、改善を図るもの」であるから、暫定的なものであって、3～5年で見直さるべきものである。付隨的な意見であるが、暫定的な旨を明記しておかないと、事業者を説得するのが困難である。

これに対し水産庁は、「原因者不明の油濁被害が消滅すれば制度が不要になるので、あえて時限にする必要はない。一定期間に見直すことは当然としても、それを規定すれば足りるのであって、制度を時限とする必然性はない」と主張した。

また、防除清掃費の負担が、暫定期間の2ヶ年間は、国及び地方公共団体が、この費用の $\frac{1}{2}$ ずつを負担していたが、新制度への移行に伴い、国・公共団体 $\frac{1}{2}$ 、事業者団体 $\frac{1}{2}$ になることに対し、運輸・通産両省は、財産被害については止むを得ないが、環境保全に属する事業は、公費負担であるべきだという意見であった。水産庁は、暫定期制は緊急的措置であるので公費で負担したが、防除清掃の原因となる油濁は、本来原因者が存在するはずであり、その事業は、当然事業者が全額負担すべきものと考えるが、この事業の公共性と緊急性を考慮し、公費 $\frac{1}{2}$ を導入したものであると説明した。

なお、拠出者側は、救済金の支払いに限度を設けること。事業者拠出金について最高限度を定めるよう主張し、応答が繰返された。

以上申し述べたように、小委員会の結論が出てから2ヶ月近くを経過したが、水産

庁が中心となって進めてきた意見調整は容易にまとまらなかった。そこで法制化については、①事業者の拠出に責任をもつ通産・運輸両省が、法制化する場合には、業界説得が困難で相当な時間を要する旨を主張し、早期に合意を得ることが出来ない。②国会情勢からみて、自民党は国会提出法案を多数かかえており、できる限り削減の方向にあり、しかも法律論的にみて、法律として構成する要素について疑義のあることでもあり、法制化を見送ることも止むをえないという空気が強かった。③漁業界においては、領海12海里問題等重要問題が山積してきており、この対策について早期に結着をつけねばならなかった。

このような状況の下では、無理に法制化にこだわるより、事務次官了解事項として、実質的に法制化したと同様の効果（拠出方法について）が得られるならば、法制化をあきらめるのも止むなしとの結論に対し、自民党水産部会長菅波茂議員及び浜田幸一・嶋崎均両議員の了解を得て、昭和52年3月7日付3省事務次官了解事項として結実した。

3省事務次官了解事項の内容は、小委員会の結論に準拠したものであるが、事業主体が従来通り(財)漁場油濁被害救済基金であること、新制度への移行年月日が昭和52年7月とされた点が特筆される。暫定期間が終了と予定されている昭和52年3月末日と、新制度へ移行が予定される7月1日の間3ヶ月間の資金手当をどうするかが問題となつたが、幸にして暫定期間における経団連よりの拠出額に余裕があり、3ヶ月程度は何とかまかない得る見通しも立ったので、この点について水産庁より経団連の同意を取付けることとし、下記の通り経済団体連合会改善委員会委員長古賀繁一殿あて水産庁長官・岡安誠氏よりお願ひの文書が発せられた。

## 記

### 原因者不明の漁場油濁被害救済対策について

原因者が判明しない漁場油濁被害の救済対策については、昭和50年1月14日付「漁場油濁被害対策に関する了解事項」のもとに、貴会より財団法人漁場油濁被害救済基金に対し、昭和50年度及び51年度の救済金について、協力金の拠出をいただき、被害漁業者に対する救済事業が円滑に実施できましたことに、厚く御礼申し上げる次第であります。また、懸案の昭和52年度以降における漁場油濁被害救済対策につきましては、関係省庁と協議の結果、別添（3省事務次官連名の覚書き）のとおり引き続き同基金による救済事業を実施することになりました。これも一重に関係業界の御理解によるものと存じております。

さて、昭和 52 年度における漁場油濁被害救済対策については、7 月以降、国の補助等のほか関係事業者の負担による財源をもって、実施する新制度に移行するものであります。4 月から 6 月までの間は、暫定期間の延長により対処することとしておりますので、貴委員会との了解事項の適用期間を 52 年 6 月までと延長していただきたい、貴関係業界におかれでは、まことに業務ご多端な折と存じますが、よろしく御検討のうえ、格段の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。以上

これに対し経団連より了解する旨の回答をいただき、移行に伴う 3 ヶ月間の空間は、業務に差支えることなく埋めることができました。3 省事務次官了解事項以外にも、長官・局長間の覚書きとして、「防除費の支弁及び救済金の支給に要する費用の過不足調整について」が交された。その内容は、

(1) ア・救済金の支給に要する費用につき、毎事業年度末に剩余が生じたときは、準備金として積立てるものとする。

イ・準備金の積立ての限度は、累積一億円とし、それを超える剩余については、拠出者に返還するものとする。

ウ・救済金の支給に要する費用につき、毎事業年度末に不足が生じたときは、準備金を取り崩してまかぬ。

エ・ウによりなお不足があるときは、主務大臣の承認をうけて借入れた借入金をもってまかぬ、返済は、次年度以降の救済金の財源をもってまかぬ。

オ・借入金については、一定の限度額を設けることとし、その額については、主務大臣が協議して定める。

(2) 防除費の支弁について過不足が生じたときも同様とする。

ただし、この場合の準備金の限度額は、5,000 万円とし、借入金の返済は、次年度以降の防除費の財源をもってまかぬ。

である。

また、水産庁研究開発部長と通商産業省立地公害局審議官との間で「原因者の特定に対する努力姿勢」水産庁漁場保全課長と通産省公害防止企画課長との間で「監視体制の強化を海上保安庁に申入れる件」や「中央漁場認定審査会の構成・評議員会の構成等」について覚書きが交換された。

この 3 省事務次官了解事項・局長級、担当課長級の覚書きに基き、寄付行為、業務方法書の改正が行われ、昭和 52 年 6 月 28 日の理事会で決定され、7 月 1 日 3 省主務大臣の認可承認が得られた。

また拠出団体の指定については、

水産庁関係： (社)大日本水産会

運輸省関係： (社)日本船主協会・日本内航海運組合総連合会・(社)日本旅客船協会・(財)日本船舶振興会。

通産省関係：石油連盟・電気事業連合会・(社)日本鉄鋼連盟・(社)経済団体連合会が決定した。

これに伴ない評議員・中央審査委員会委員も拠出団体の意向を十分反映出来るよう改めることとし、指定拠出団体から水産業界とバランスのとれる人選が行なわれ、委嘱された。基金事務局については、従来の常任監事が常任理事に変更され、監事は非常勤となったほか事務局長制を廃して、2部制とし、職員も2名増員されて7名となり、業務運営上大きな戦力増強となりました。

このようにして、7月1日から新制度による業務が開始されたのですが、ここに到るまで特段の御尽力を賜わりました浜田幸一・嶋崎均両先生をはじめ自民党水産部会の各先生方や水産庁内村長官をはじめ関係部課長・全漁連及川前会長・宮原現会長・山田兵庫県漁連会長・浜崎全漁連常務ほか多くの方々の力に負うところが大きかったことが、しみじみ感ぜられます。

私のつたない稿をお読みいただき感謝申し上げ今回を以って終了させていただきます。

新制度に入りましてからの事業の歩みにつきましては、近く刊行されます「油濁基金10年の歩み」をごらんいただければ幸に存じます。

## XI 昭和60年度漁場油濁被害発生図

